

「子ども・若者の権利の観点」からの評価・検証の仕組みづくりの検討

1 評価・検証部会(以下「専門部会」という。)における審議内容

(1) 評価・検証の試行実施

- ① 評価・検証の流れの検討
- ② 評価・検証方法の検討

(2) 評価・検証組織及び仕組みの検討

上記(1)の試行実施を受けて、

- ① 評価・検証を行う組織
- ② 評価・検証の流れと方法(仕組み)

2 評価・検証の仕組み(試行実施)

子ども・若者ワイワイプランの進行管理について、これまでの各課の自己評価に加えて、子ども・若者から意見を聞いて、施策に反映することとしている。

今年度は、評価・検証の仕組みの試行的な取組として、子育て・子育てワイワイプラン令和6年度実績の評価・検証に子ども参加を実施している。

(1) 市の取組

市は、子どもの権利の観点からの自己評価を行う。

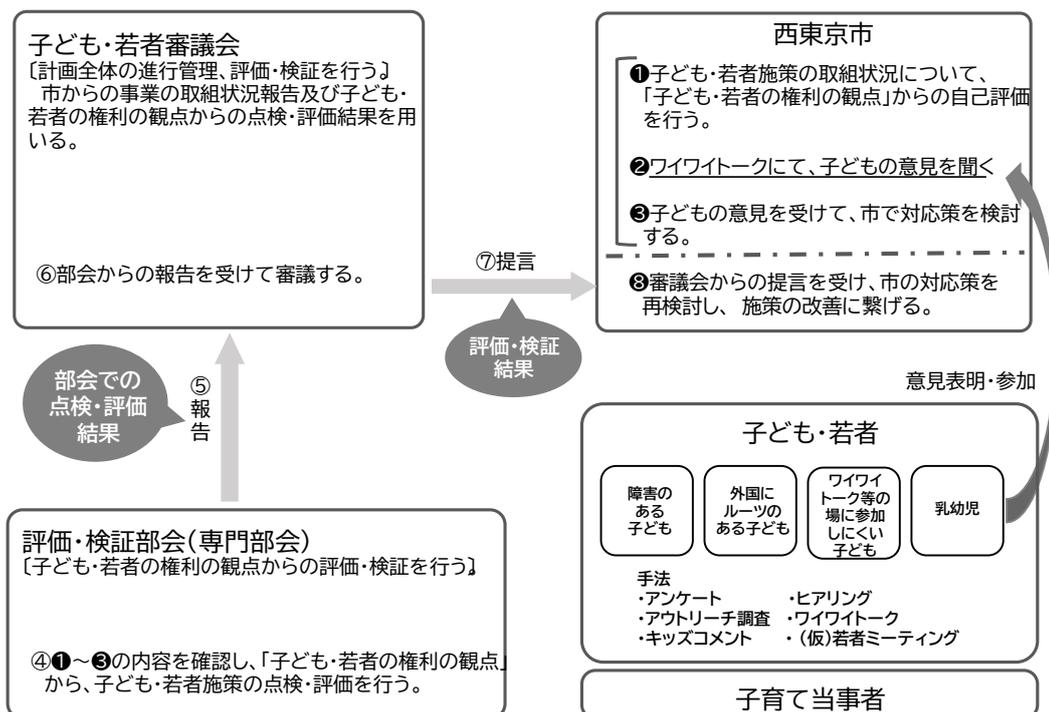
また、専門部会において選定された市の取組について「ワイワイトーク」において子どもの意見を聞き、子どもからの評価を受けて市の対応策を検討し、子どもにフィードバックする。

(2) 審議会及び専門部会の取組

専門部会において、「子どもの権利の観点から見たときに、各事業ではどのようなことができているのか」を各課の自己評価及び子どもからの評価(ワイワイトークでの意見)とその対応策を踏まえて、評価・検証する。

審議会は、専門部会からの報告を受けて審議する。

< 評価・検証の流れ >



ア 評価・検証を行う観点

(ア)意見表明・参加の観点

子どもの意見を取り入れ、反映しているか。

子どもの参加の機会確保に努めているか。

(イ)広報・周知の観点

子どもにわかりやすい情報提供をしているか。

(ウ)子どもの最善の利益（効果）の観点

事業を行ったことにより、子どもにどのような効果があったか。

子どもにとって一番良い効果がある事業形態になっているか。

3 評価・検証の仕組みの検討(10～12月)

